

第三者行為求償事務の取組強化に向けて



杉本氏

本会では去る10月1日、厚生労働省の第三者行為求償事務アドバイザー（札幌市第三者行為求償事務専門員）の杉本真希子^{すぎもとまきこ}氏を講師に迎え「令和6年度第三者行為求償事務担当者研修会（Zoomアプリを用いたオンライン形式）」を開催しました。

講師が解説されたポイントは次のとおりです。

1. 第三者行為求償事務で大事なこと

- (1) 求償事務を後回しにしない
 - ・傷病届を受理したら、できることをすぐにやる。（現状確認など）
 - ・傷病届について、今後想定できることを考える。
 - ・想定できることについて対処する。（自動車賠償責任保険求償後、残額については加害者直接請求になるかも…）
- (2) 求償事務の責任は保険者であることを自覚
 - ・債権は保険者のものである。今求償しているものの責任は、保険者にあるという自覚を。
 - ・自分の中に芽生えた「なぜ」「もしかしたら」を大事にする。
 - ・保険会社等から連絡があったときは、必ず委託先に連絡する。

2. 第三者行為に係る求償額を決定する3つの要因

- (1) 私病分離
 - ・当事故と因果関係のある治療とない治療に分離し、因果関係のある治療のみを求償する。
- (2) 過失割合
 - ・当事故における被保険者と相手方の過失割合を決定し、相手方の過失割合分のみ求償する。
- (3) 素因
 - ・事故日より前から治療していた被保険者の病歴・治療歴から事故により悪化したと想定される部分のみ求償する。

3. 保険者における問題点

- ・「第三者行為求償事務そのものの件数が少なく、求償事務の事務処理がわからない」「保険者内の担当者の異動により、継続中の求償事務についてしっかり引き継がれていない」
 - 担当者だけでなく、部署で情報を共有し事務処理が滞らないようにしていただきたい。
- ・第三者行為求償事務は、基本的に誰かと協議しながら進める事務ではなく、担当職員が自分で調べながら進める事務である。そのため、担当職員が孤立化する傾向にあることから、管理職の方々には担当者の相談先になってほしい。